		九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
おがくず	SAWDUST	一　可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　酸化性物質及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　船積み前、船長は、貨物が清浄で乾操した状態であり、かつ、油分を含まないことを確認すること。 十　貨物の表層以外の通風をしないこと。
シリコマンガン（低炭素）	SILICO-MANGANESE（low carbon）	一　水反応性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船長は、貨物が３日以上外気に通じた状態で覆いをかけて保管したものであることを確認すること。 九　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十　貨物は、電気機器及び電線が良好な状態であり、短絡の防止及びスパークからの保護のための措置がとられている場所に積載すること。 十一　貨物は、電線及び導管の貫通部を貨物から発生するガスが通過しないように密閉された場所に積載すること。 十二　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素及び毒性ガスの濃度を計測すること。 十三　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。
		十四　積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（可燃性物質類に限る。）の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十五　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。
廃棄物由来の紙、プラスチックなどを原料とする固定化燃料	SOLIDIFIED FUELS RECYCLED FROM PAPER AND PLASTICS	一　船積み前、船長は、貨物が危険物に該当しないことを確認すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。 四　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際は当該場所を十分換気すること。 五　航海中、積載場所を通風しないこと。 六　航海中、積載場所への立ち入りは禁止すること。 七　船倉への立ち入り前、ハッチを開放し充分に換気をすること。
タンケージ	TANKAGE	一　自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　船積み前、貨物の温度が摂氏38度以下であることを確認すること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中、貨物の温度を毎日計測し、記録すること。
バナジウム鉱石	VANADIUM ORE	一　毒物に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。